



# 平成23年度 保育料のお知らせ

平成23年度の本市の保育料は下表のとおりです（保育料徴収基準額は昨年度と同額です）。

◆平成23年度保育料徴収基準額(月額)

【単位：円】

児童の世帯の階層区分	天草市の基準		国の基準		表の見方
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
第1階層 生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	※階層区分は、父・母の税額の合計額（ただし、父・母の収入で生計が維持できない場合は、その世帯の家計の主催者と父・母の税額の合計）によって区分されます。
第2階層 市民税非課税 所得税非課税 世帯(母子世帯等)	0	0	0	0	
市民税非課税 所得税非課税 世帯	6,000	4,000	9,000	6,000	
第3階層 市民税課税 所得税非課税 世帯(母子世帯等)	13,000	10,000	18,500	15,500	
市民税課税 所得税非課税 世帯	14,000	11,000	19,500	16,500	
第4階層 所得税額が 10,000円未満	20,000	17,000	30,000	27,000	
所得税額が 10,000円以上 40,000円未満	25,000	22,000			
第5階層 所得税額が 40,000円以上 103,000円未満	32,000	26,000	44,500	41,500	
第6階層 所得税額が 103,000円以上 413,000円未満	38,000	28,000	61,000	58,000	
第7階層 所得税額が 413,000円以上 734,000円未満	41,000	29,000	80,000	77,000	
第8階層 所得税額が 734,000円以上	48,000	36,000	104,000	101,000	※児童の年齢区分は、児童が4月1日現在の年齢によって区分されます(年度途中の入所でも同)。

- 上表の保育料は、1人目を記載しています。
- 同時に入園している場合の保育料は、2人目は2人目本人の基準保育料の半額、3人目以上は無料になります。
- 第3子目以降の3歳未満児についての保育料は無料(第7階層以上に属する世帯を除く)になります。

【計算例】  
保育園に3人(0歳、2歳、4歳の児童)が入園した場合の保育料は？  
・第5階層の世帯…0歳児＝無料、2歳児＝16,000円、4歳児＝26,000円、計42,000円となります。

## 保育料についての疑問にお答えします

**Q** 子どもが1歳児で、保育料を月額25,000円支払っていますが、実際にはどのくらいの保育費用がかかっていますか？

**A** 保育にかかる費用は、入園児童の年齢によって異なります。0歳児で月額約20万3,000円、1～2歳児で同約13万5,000円、3歳児で同約7万2,000円、4～5歳児で同約6万2,000円の費用がかかっています。なお、保育にかかる費用の総額は、平成23年度で約37億4千万円（児童1人当たり年間約120万円）になると見込んでいます。

**Q** 天草市の保育料は、国の基準と比べてどのくらいの差がありますか？

**A** 天草市の保育料は、国で定められた基準額の約65%となっています。差額は市が負担しており、平成23年度で約3億1千万円（児童1人当たり年額約9万9,000円）になると見込んでいます。



【問い合わせ先】 本庁・子育て支援課子育て支援係(内線1178)

## 市の行政組織の一部を変更しました

市では、行政組織機能のさらなる効率化や新たな行政課題への対応のため、4月1日から行政組織の一部を変更しました。

### ■本庁組織の変更

#### 課の新設

●行財政改革をスピード感を持って強力に推進するため、企画課の「行政改革係」を再編し『行財政改革推進課』を新設しました。

#### 課、係の再編

- 「学校教育課」を『教育総務課』に名称変更し、『総務企画係』と『学校統合推進係』に再編しました。
- 「教育指導課」を『学校教育課』に名称変更し、『教務係』と『教育指導係』に再編しました。

#### 係の新設、再編

- 『子ども相談係』を子育て支援・相談窓口を一元化するため、子育て支援課に設置しました。
- 『オーリーブ振興係』をオーリーブの島づくりを推進するため、農業振興課に設置しました。また、同課の業務を再編し、「農業振興係」を『農産係』に、「農産普及係」を『園芸畜産係』に名称変更しました。
- 『イノシシ対策係』を年々増加するイノシシをはじめとした有害鳥獣対策のため、農林整備課に設置しました。
- 『ジオパーク推進係』をジオパーク構想推進のため、商工観光課に設置しました。

#### 係の廃止

- 実地調査の終了に伴い、固定資産税課の『全棟調査係』を廃止しました。

#### 教育分室の再編 ※図1

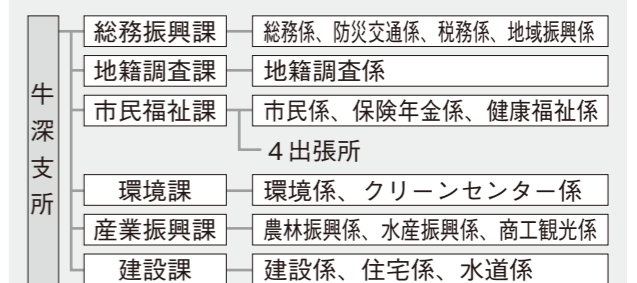
- 各支所単位で設置していた教育分室はすべて廃止し、拠点分室を設置しました。
- 『南部分室』、『東部分室』、『御所浦教育総務係』を設置し、教育施設の利用申請など市民と密接に関係のある事務は、拠点分室で対応します。  
なお、新和・五和分室の事務は、教育部へ集約しました。また、拠点分室を置かない地域にあっては、拠点分室の職員、学校給食センター所長、支所・総務市民課で対応するなど市民サービスの維持に努めます。

### ■支所組織の変更

#### 牛深支所

- 窓口業務の関連部門を集約し、窓口利用者の利便性の向上を図るため、「市民課」と「保健福祉課」を統合し、『市民福祉課』としました。
- 「市民福祉課」の係を『市民係』、『保険年金係』、『健康福祉係』に再編しました。

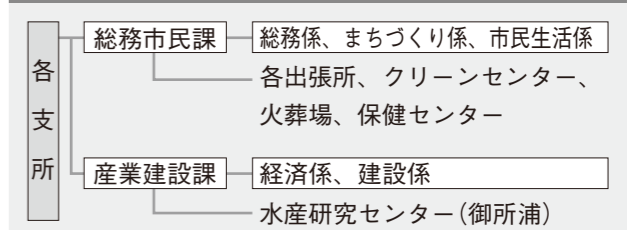
#### 牛深支所／機構図



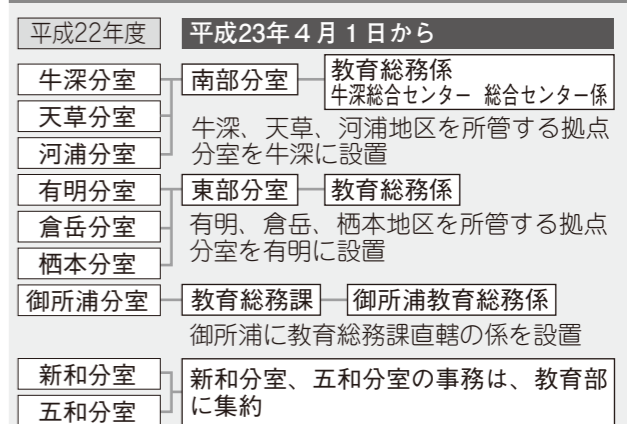
#### 有明、御所浦、倉岳、栖本、新和、五和、天草、河浦支所

- 窓口業務の関連部門を集約し、窓口利用者の利便性の向上を図るため、「総務振興課」と「市民生活課」を統合し『総務市民課』としました。
- 「総務市民課」の係を『総務係』、『まちづくり係』、『市民生活係』に再編しました。

#### 有明、御所浦、倉岳、栖本、新和、五和、天草、河浦支所／機構図



#### 教育分室 ※図1



【問い合わせ先】 本庁・総務課人事研修係(内線1221)